

北都保健福祉専門学校教職員研修規程

(趣旨)

第1条 本規程では、学校法人稲積学園北都保健福祉専門学校に勤務する教員及び職員の研修に関して、必要な事項を定める。

(研修の目的)

第2条 教職員が職務と職責の遂行に必要な知識・技能等を習得しそれらの向上をはかることを、研修の目的とする。

(校長の責務)

第3条 校長は、教職員に対する研修の必要性を把握すると共に、研修計画に基づく教職員研修の機会を保障するものとする。

- 2 校長は、教職員が計画的な研修受講によって自己啓発に取り組めるように配慮しなければならない。
- 3 校長が必要と認めるときは、他の機関と共同または他の機関に委託して研修を行うことができる。

(教職員の責務)

第4条 研修する教職員は、本校または研修先の機関が定める規則やその他必要な定めに従わなければならない。

- 2 教職員は、その職責を遂行するために、研究と修養に努めなければならない。
- 3 研修終了後1ヶ月以内に、教職員はその内容及び成果を研修報告書にまとめ、他の教職員に情報提供しなければならない。

(教職員の研修)

第5条 教員が、連携病院による専門分野の研修や指導力向上に関わる研修等を受講する場合は、研修計画を立案し、その内容について教員の勤務内容等を勘案して、校長が決定する。また、職員の研修は、職員の勤務内容等を勘案し、本部長が決定する。

- 2 1項の申請が承認された後に、研修の手続きを進めるものとする。

(教職員の資格取得に関する研修)

第6条 教職員が業務遂行上必要な資格取得に関する研修等を行う場合は、所属学科あるいは所属部署の同意を経て、理事長に研修の申請ができる。

- 2 教員養成講習会に伴う受講に関しては、「研修会・講習会に関する内規」に従うものとする。
- 3 前項の研修計画が承認された場合、研修に専念するため本務を離れることができる。

(研修期間中の勤務時間及び期間の取扱い)

第7条 研修期間中の教職員の勤務時間については、通常の勤務時間と同様の扱いとする。

- 2 研修期間中に不慮の事態等が生じた場合、速やかに報告し承認を受けて、研修を中止あるいは延期することができる。

(研修効果の把握及び研修報告書の保管)

第8条 研修終了後、教職員は研修効果の把握に務めると共に、研修報告書を作成し、保管しなければならない。

- 2 理事長、校長、本部長は、当該教職員が研修報告書に基づき、学内説明会等を実施するように指示することがある。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教職員の研修に関し必要な事項は理事長、校長、本部長が協議の上、定めるものとする。

付則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

付則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

付則

この規程は令和6年10月1日から施行する。